コーポレート・ガバナンス

OKIグループは、ステークホルダーの信頼に応えるべく
企業価値を継続的に高めていくことが経営の最重要課題の一つであるとの認識にたち、
「経営の公正性・透明性の向上」「意思決定プロセスの迅速化」などを基本方針として、
コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス体制

OKIは監査役設置会社として「取締役会」および「監査役会」を設置するとともに、執行役員制度を導入しています。これは取締役会および監査役・監査役会による業務執行の監督・監査と、執行役員による業務執行とを分離することが、経営効率の向上を図る上で最適であるとの考えに基づくものです。

取締役会は経営の基本方針など重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行います。また監査役は、監査役会で決定した監査方針、方法などに基づき、取締役会への出席などを通して取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人および内部監査部門との連携により会社業務全般の実態を把握し、業務執行の監査を行います。なお、取締役会および監査役会には、一般株主との利益相反のない独立役員3名が含まれています。

グループの業務執行に関する意思決定などを行う「執行役員会」は、執行役員全員の参加により、意思決定と業務展開の迅速化、事業責任の明確化を図っています。

各種委員会

OKIは、コーポレート・ガバナンス強化の一環として社外取締役を含む委員からなる「報酬委員会」を設置し、役員報酬の水準や仕組みの透明性維持に努めています。また、CSR(企業の社会的責任)活動に関する基本方針を審議する「CSR委員会」を設置しているほか、CSR各領域の専門委員会として、コンプライアンスに関する基本方針を審議する「コンプライアンス委員会」、情報セキュリティ施策徹底のための「情報セキュリティ委員会」を設置しています。さらに、多様なステークホルダーに対する適時適切な情報開示を実施するために「ディスクロージャー委員会」を置いています。

内部統制

OKIは会社法および会社法施行規則に基づき、2006年5月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、直近では2010年5月の取締役会においてこれを一部改定しました。本方針に則って、業務の適性を確保するための体制を整備しています。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応して内部統制報告書を関東財務局へ提出し、財務報告に係る内部統制の有効性に対する評価結果を開示しています。
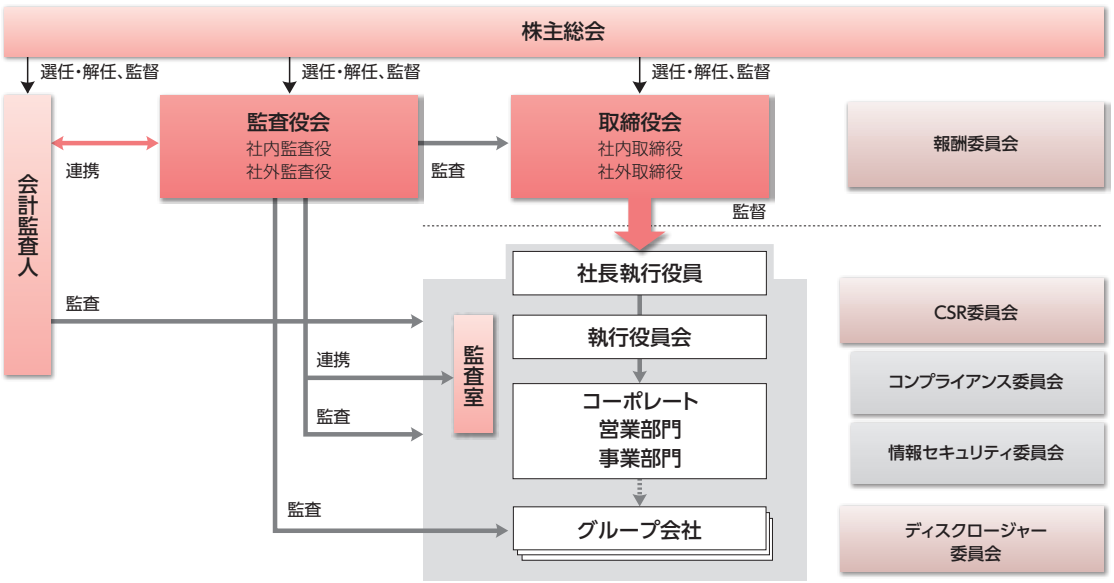
■ コーポレート・ガバナンス体制